

株 主 各 位

大阪市天王寺区小橋町3番13号

大和冷機工業株式会社

代表取締役社長 尾崎 敦史

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場

3. 目的事項

報告事項 第55期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

< 会社提案 (第1号議案から第3号議案まで) >

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

< 株主提案 (第4号議案および第5号議案) >

第4号議案 定款一部変更の件

第5号議案 剰余金の配当の件

株主提案(第4号議案および第5号議案)の議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.drk.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による積極的な経済・金融政策などを背景に、円安による輸出の増加、企業収益や雇用情勢の改善などがみられ、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、アメリカの金融政策正常化へ向けた影響、中国の経済成長の減速、新興国における景気調整の継続など、景気が下押しされるリスクにより先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社を取り巻く環境につきましては、主要取引業種の外食産業、食品業界や一般小売業等にあつては、個人消費に底堅い動きや外国人観光客の増加による売上の回復がみられたものの、円安による原材料価格の上昇が懸念され、また、低価格志向がいまだ根強く、引き続き厳しい経営環境にありました。

このような状況の中で、当社は、競争優位性を高めるべく、コスト競争力の強化、営業体制の強化を推進しつつ、既存顧客との相互信頼関係の構築、新規顧客の開拓、サービス体制の充実に取り組み、業績の維持向上に努めてまいりました。

また、製品戦略においては、業界初となるインバーターフラワーショーケース、当社初となるジュースディスペンサーおよびスチームコンベクションオープン製の製品化により販売を拡充するとともに、HC J 2015（厨房設備機器展）、第28回インターフェックスジャパン、第12回国際フラワーEXPOなどの展示会に積極的に出展し、市場へのアピールに取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高 359 億 5 千 6 百万円（前期比 12.3%増）、営業利益 61 億 7 千 1 百万円（前期比 11.7%増）、経常利益 64 億 1 千 3 百万円（前期比 14.4%増）、当期純利益 40 億 7 千 7 百万円（前期比 18.5%増）となりました。

品目別の状況は次のとおりであります。

製品の売上高は、前期比 12.1%増の 257 億 8 千 1 百万円であり、総売上高に対する構成比は 71.7%となっております。

なお、主な製品は、厨房用縦型冷凍冷蔵庫、店舗用縦型ショーケース、横型冷凍冷蔵庫、製氷機であります。

商品の売上高は、前期比 17.4%増の 66 億 1 千 9 百万円であり、総売上高に対する構成比は 18.4%となっております。

なお、主な商品は、店舗設備機器、厨房設備機器、店舗設備工事であります。

また、点検・修理その他の売上高は、前期比 4.7%増の 35 億 5 千 5 百万円であり、総売上高に対する構成比は 9.9%となっております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府や日本銀行の経済・金融政策による株価上昇の期待、企業収益や雇用情勢の更なる改善などから景気回復の継続への期待はあるものの、アメリカの金融政策正常化の進行による影響や中国経済の下振れリスクへの懸念、原油などの資源価格の下落による影響など予断を許さない厳しい経営環境にあると思われまます。

このような環境の下、当社は、社業の安定成長を図るため、顧客のニーズを的確かつ迅速に捉え新製品の開発に繋げ、新市場の創造・新規顧客の開拓に取り組むとともに、常に安全・安心を提供できるサービス技術の一層の強化等、顧客の信頼に応えうる諸施策を積極的に推し進め、かつ、製造コストと経費の削減を図り、収益基盤の改善に努めてまいり所存であります。

また、引き続き展示会への出展により市場へのアピールに努め、厨房機器のコンサルティング、メンテナンスなど顧客に満足いただけるサービスを提供し、製品戦略においては、当社初の真空包装機の製品化により製品ラインナップを拡充して、需要獲得につなげてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き、変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第52期	第53期	第54期	第55期
	(平成24年12月期)	(平成25年12月期)	(平成26年12月期)	(当期) (平成27年12月期)
売上高(百万円)	27,364	29,540	32,031	35,956
経常利益(百万円)	4,284	5,246	5,604	6,413
当期純利益(百万円)	2,387	3,888	3,440	4,077
1株当たり当期純利益(円)	46.46	75.69	66.98	79.41
総資産(百万円)	52,871	55,875	60,417	64,654
純資産(百万円)	44,222	47,592	50,527	53,885
1株当たり純資産(円)	860.58	926.43	983.93	1,049.34

(注) 当社は、連結子会社である株式会社トーニチを平成25年1月1日を効力発生日として吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第53期より連結計算書類を作成しておりません。よって、第53期から事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの4期分を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成27年12月31日現在）

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社は、業務用冷凍・冷蔵庫、ショーケース、製氷機の製造販売事業、店舗厨房用冷熱機器等の商品仕入・販売事業およびこれらの点検・修理事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成27年12月31日現在）

大阪本社 大阪市天王寺区小橋町3番13号 大和冷機上本町DRKビル
東京本社 東京都台東区台東2丁目4番3号 大和冷機秋葉原DRKビル
佐伯工場 大分県佐伯市大字長良3325番地6
福岡工場 福岡県太宰府市水城6丁目32番1号
関東大利根工場 埼玉県加須市豊野台1丁目345番地5

(9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
2,223名	99名増

(注) 上記の従業員数には、嘱託、パート（116名）を含めておりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
(2) 発行済株式の総数 51,717,215株（自己株式365,686株を含む）
(3) 株主数 2,970名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社日本冷機	6,913	13.46
有限会社ディ・アール・ケイ	6,386	12.43
尾崎敦史	3,763	7.32
尾崎理恵	2,572	5.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,449	4.77
尾崎雅広	2,300	4.47
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,632	3.17
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	1,200	2.33
株式会社三井住友銀行	1,000	1.94
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	950	1.85

(注) 持株比率は当事業年度末日の自己株式数(365,686株)を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	尾 崎 茂	
代表取締役社長	尾 崎 敦 史	社長執行役員
専 務 取 締 役	杉 田 壽 宏	専務執行役員、営業担当兼直販担当
常 務 取 締 役	小 野 文 男	常務執行役員、特注担当兼法人担当
取 締 役	前 川 馨	執行役員、工場担当
取 締 役	西久保 博 康	
取 締 役	尾 崎 雅 広	執行役員、社長室長
取 締 役	工 藤 哲 郎	執行役員、第2東京法人営業本部長
常 勤 監 査 役	大津加 一 治	
監 査 役	日 下 敏 彦	税理士法人日下事務所代表社員
監 査 役	小 野 芳 明	

- (注) 1. 平成27年3月26日開催の第54期定時株主総会において、前川馨氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役 笹井正博、川村常男の両氏は、平成27年3月26日開催の第54期定時株主総会最終の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役 西久保博康氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 日下敏彦、小野芳明の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 大津加一治氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 日下敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 小野芳明氏は、金融機関において長年の金融業務経験をもち、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、監査役日下敏彦氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。平成27年12月31日現在の執行役員（取締役兼務執行役員6名を除く）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	大久保 雅 明	佐伯製造本部長
執 行 役 員	笹 井 正 博	社長室副室長
執 行 役 員	江 村 祥 一	管理担当付本部長兼業務本部長兼管理本部長
執 行 役 員	平 出 和 茂	地区法人営業本部長
執 行 役 員	中津留 彰 伸	経営企画室長兼経理本部長
執 行 役 員	小 西 隆	第1東京法人営業本部長
執 行 役 員	西 川 勉	経理部長

- (注) 笹井正博、西川勉の両氏は、平成27年12月31日をもって、執行役員を辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役 10名 263,495千円(うち社外1名 13,471千円)

監査役 3名 19,832千円(うち社外2名 13,050千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成16年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額500,000千円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は平成16年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。
3. 上記の報酬等には、役員賞与引当金相当額(取締役39,000千円、監査役2,900千円)を含んでおります。
4. 上記の報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額(取締役37,650千円、監査役640千円)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役 日下敏彦氏が兼職している税理士法人日下事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役西久保博康氏は、当事業年度に開催した取締役会 11 回のうち 10 回に出席し、議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。

監査役日下敏彦氏は、当事業年度に開催した取締役会 11 回のすべて、監査役会 13 回のすべてに出席し、議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。

監査役小野芳明氏は、当事業年度に開催した取締役会 11 回のうち 10 回、監査役会 13 回のすべてに出席し、議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 21,000千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 21,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記の金額についてはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款および取締役会規則に基づき、経営上の重要事項を決定し、または業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督する。
- ・各取締役は、法令・定款に適合するよう、取締役会の決議等に基づき適正に職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行が法令・定款に反していないかを相互監視する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁書類、その他の取締役の業務執行に係る情報については取締役会規則、文書管理規程、その他の社内規程に従い、適正に保存・管理する。
- ・重要な会社情報については、法令、証券取引所規則および内部者取引管理規則に従い、適時かつ適切に開示する。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務執行に係るリスクのうち次に掲げるものを管理を要する重大なリスクと認識し、その把握と管理についての体制を整える。
 - i. 重要な取引先が倒産したとき、または倒産の恐れが生じたとき
 - ii. 会社の過失等に起因して取引先およびユーザーに多大な損害を与えたとき
 - iii. 火災、地震、風水害等により多大の損害を受けたとき
 - iv. 不慮の事件・事故により相当数の社員の生命または健康が危機にさらされたとき
 - v. その他経営または業績に多大な影響を与える事象が発生したとき
- ・リスクのモニタリングは経営会議にて行う。
- ・リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、前記リスクが発生した場合は、リスク管理規程に従い、迅速に対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営方針および経営戦略等に関わる重要な業務執行については経営会議の審議を経て、取締役会に付議するとともに、定められた一定の業務執行については、経営会議の審議を経て執行する。
- ・取締役会等の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等により、各職位の権限と責任を明確にする。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範およびコンプライアンス基本規程を定め、役員・社員が共有し、すべての業務運営の基準とする。
- ・コンプライアンス全体を統括する組織として社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システム・コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。また、法令遵守を目的として継続的に、研修会の実施、マニュアルの作成・配布等、啓蒙活動を行う。
- ・各部門・部署の責任者は、業務が社内規程に基づき適正に行われているかを常に監督し、法令違反行為の未然防止に努める。
- ・内部監査部門は、業務監査により業務上の法令違反等の重大な事実を発見した場合は、直ちに取締役および監査役に報告する。
- ・法令違反その他のコンプライアンスに関する社内の相談および通報体制につき、既存の制度を一層拡充・充実させ、不正行為等の是正および未然防止を図る。

⑥当社の業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、経営理念、行動規範およびコンプライアンス基本規程を共有する。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて当社から監査役補助者を任命することとする。
 - ・ 当該監査役補助者に対する指揮命令および評価は監査役が行い、取締役からの独立性を確保する。
 - ・ 当該監査役補助者の任命、解任、異動、賃金の改定に関しては、監査役の同意を得た上で取締役が決定するものとする。
- ⑧取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役および監査役会に報告する。
 - ・ 取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議において、内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査役と情報の共有を行う。
 - ・ 取締役および使用人は、監査役監査において、業務執行の状況等の報告を行う。
 - ・ 内部監査部門は、監査役との定例打合せ会を開くなど、相互の監査結果、是正の状況および監査計画の進捗状況等について、情報や意見の交換を行う。
- ⑨監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 役員が監査役に報告をする機会と体制の確保にあたり、報告を理由として不利な取扱いを受けない事を確保するため、内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。
- ⑩監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 取締役は、監査役職務執行について生ずる費用を法令に従って前払いまたは償還する。
- ⑪監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役は、監査役が監査役会で作成した監査方針・監査計画に従い適切に職務が行えるよう体制の整備に留意する。
 - ・ 経営トップは、監査役と定期的に懇談会を開催する等、監査役との情報や意見の交換に努める。
 - ・ 監査役は、会計監査人から会計監査内容についての説明を受けるとともに、情報や意見の交換を行い、連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・ 取締役会のほか、毎月 1 回経営会議を開催し、経営方針の決定、財務報告、業績評価、予算実績の分析や評価について審議いたしました。
- ・ コンプライアンスに関しては、事例に基づく検討や説明をする社内研修を定期的に行い、コンプライアンス意識の向上に努めました。
- ・ 監査役は取締役会その他の重要会議に出席するとともに、原則毎月 1 回代表取締役社長との懇談会で情報交換をし、監査の実効性の向上に努めました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、剰余金の処分により中間配当と期末配当の年 2 回配当することを基本方針としております。また、株主還元の当面の目標は、年間 1 株当たり 10 円の配当を安定的に行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に則り 1 株につき 5 円とさせていただきます。これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1 株につき 10 円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	46,192,496	流 動 負 債	8,814,381
現金及び預金	39,036,365	支払手形	1,799,488
受取手形	1,458,787	買掛金	2,125,452
売掛金	2,645,058	未払金	794,204
商品及び製品	1,339,836	未払費用	31,950
仕掛品	325,903	未払法人税等	1,375,455
原材料及び貯蔵品	447,220	前受金	58,277
点検修理用部品	199,072	預り金	451,767
繰延税金資産	310,172	前受収益	1,066,329
その他の流動資産	431,516	賞与引当金	216,996
貸倒引当金	△ 1,437	役員賞与引当金	41,900
		製品保証引当金	154,691
固 定 資 産	18,461,782	その他の流動負債	697,868
有形固定資産	9,763,966	固 定 負 債	1,954,773
建物	4,148,452	退職給付引当金	784,838
構築物	258,065	役員退職慰労引当金	1,164,184
機械装置	1,502,409	その他の固定負債	5,750
車輛運搬具	12,676		
工具器具備品	195,260	負 債 合 計	10,769,155
土地	3,596,417		
建設仮勘定	50,684	純 資 産 の 部	
無形固定資産	90,373	株 主 資 本	53,872,470
ソフトウェア	81,646	資本金	9,907,039
電話加入権	8,726	資本剰余金	9,867,880
投資その他の資産	8,607,442	資本準備金	9,867,880
投資有価証券	674,504	利 益 剰 余 金	34,305,364
破産更生債権等	17,094	利益準備金	578,170
繰延税金資産	436,862	その他利益剰余金	33,727,193
敷金・保証金	250,602	特別償却準備金	475,490
長期預金	7,200,000	別途積立金	14,170,382
その他の投資	60,702	繰越利益剰余金	19,081,321
貸倒引当金	△ 32,323	自 己 株 式	△ 207,814
		評価・換算差額等	12,654
		その他有価証券評価差額金	12,654
資 産 合 計	64,654,279	純 資 産 合 計	53,885,124
		負債・純資産合計	64,654,279

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		35,956,353
売 上 原 価		14,775,072
売 上 総 利 益		21,181,280
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,009,457
営 業 利 益		6,171,822
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	35,775	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	70,760	
受 取 補 償 金	44,483	
助 成 金 収 入	156,549	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	66,460	374,028
営 業 外 費 用		
ス ク ラ ッ プ 処 分 費	72,889	
支 払 補 償 費	38,612	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	20,527	132,029
経 常 利 益		6,413,822
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	964	964
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	38,602	38,602
税 引 前 当 期 純 利 益		6,376,184
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,186,710	
法 人 税 等 調 整 額	111,718	2,298,429
当 期 純 利 益		4,077,754

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	534,042	14,170,382	15,663,107	30,945,703
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	—	—	△204,566	△204,566
会計方針の変更を反映 した当期首残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	534,042	14,170,382	15,458,541	30,741,136
当期変動額								
特別償却準備金の 取崩	—	—	—	—	△58,552	—	58,552	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△513,527	△513,527
当期純利益	—	—	—	—	—	—	4,077,754	4,077,754
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△58,552	—	3,622,780	3,564,227
当期末残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	475,490	14,170,382	19,081,321	34,305,364

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△206,602	50,514,020	13,496	13,496	50,527,516
会計方針の変更による 累積的影響額	—	△204,566	—	—	△204,566
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△206,602	50,309,454	13,496	13,496	50,322,950
当期変動額					
特別償却準備金の 取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△513,527	—	—	△513,527
当期純利益	—	4,077,754	—	—	4,077,754
自己株式の取得	△1,211	△1,211	—	—	△1,211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	△842	△842	△842
当期変動額合計	△1,211	3,563,016	△842	△842	3,562,173
当期末残高	△207,814	53,872,470	12,654	12,654	53,885,124

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの…総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年、機械装置 7～17年、工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数(7年)による定額法により、翌期から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が317,649千円増加、繰延税金資産が113,083千円増加、利益剰余金が204,566千円減少しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 12,587,883千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度末日における発行済株式の総数
普通株式 51,717,215株
- 当事業年度末日における自己株式の数
普通株式 365,686株
- 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	配当の原資	配当金総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成27年2月13日 取締役会	利益剰余金	256,764	5.00	平成26年12月31日	平成27年3月27日
平成27年8月8日 取締役会	利益剰余金	256,762	5.00	平成27年6月30日	平成27年9月9日

4. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	配当の原資	配当金総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成28年2月12日 取締役会	利益剰余金	256,757	5.00	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

① 流動資産

未払事業税	105,507千円
製品保証引当金	51,048千円
たな卸資産評価損	46,534千円
賞与引当金	71,608千円
その他	35,473千円
合計	310,172千円

② 固定資産	
投資有価証券評価損	18,757千円
役員退職慰労引当金	374,867千円
退職給付引当金	252,897千円
電話加入権評価損	22,955千円
ゴルフ会員権評価損	7,770千円
減価償却超過額	35,013千円
貸倒引当金	5,779千円
その他	12,215千円
小計	730,257千円
評価性引当額	△59,847千円
合計	670,409千円
繰延税金資産合計	980,582千円
(2) 繰延税金負債	
特別償却準備金	227,314千円
その他有価証券評価差額金	6,232千円
繰延税金負債合計	233,547千円
差引：繰延税金資産の純額	747,034千円

(法人税等の税率変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 9 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 2 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.6%から、平成 28 年 1 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 33.0%に、平成 29 年 1 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 32.2%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 71,335 千円減少し、法人税等調整額（借方）が 94,710 千円、特別償却準備金が 22,883 千円、その他有価証券評価差額金が 491 千円、それぞれ増加しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・短期の定期預金・長期預金などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	39,036,365	39,036,365	—
(2)受取手形	1,458,787	1,458,787	—
(3)売掛金	2,645,058	2,645,058	—
(4)投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100,235	105,360	5,124
②その他有価証券	574,269	574,269	—
(5)長期預金	7,200,000	7,114,138	△85,861
資産計	51,014,715	50,933,979	△80,736
(6)支払手形	1,799,488	1,799,488	—
(7)買掛金	2,125,452	2,125,452	—
(8)未払金	794,204	794,204	—
負債計	4,719,145	4,719,145	—

注1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(6)支払手形、(7)買掛金、(8)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)長期預金

これらの時価は、新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された価格によっております。

注2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	39,036,365	—	—	—
受取手形	1,458,787	—	—	—
売掛金	2,645,058	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	100,000	—
長期預金	—	200,000	7,000,000	—
合計	43,140,211	200,000	7,100,000	—

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,049円34銭

2. 1株当たり当期純利益金額 79円41銭

注：「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が3円98銭減少しておりますが、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月8日

大和冷機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森村圭志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川添健史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和冷機工業株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月12日

大和冷機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 大津加 一 治 ㊟
社外監査役 日下 敏彦 ㊟
社外監査役 小野 芳明 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おぎき しげる 尾崎 茂 (昭和4年1月31日生)	昭和33年2月 大和冷機工業所創業 昭和37年11月 大和冷機工業(株)設立 代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役会長(現任)	株 3,912
2	おぎき あつし 尾崎 敦史 (昭和45年3月12日生)	平成6年3月 当社入社 平成12年7月 当社社長室長 平成13年3月 当社取締役 平成13年8月 当社取締役副社長 平成14年3月 当社代表取締役社長(現任) 平成20年3月 当社社長執行役員(現任)	3,763,000
3	すぎた としひろ 杉田 壽宏 (昭和29年6月17日生)	昭和56年9月 当社入社 平成10年6月 当社神戸支店長 平成12年12月 当社阪神営業本部長代行 平成17年3月 当社取締役 当社関西営業本部長兼大阪本社営業本部長 平成17年12月 当社法人営業統括本部長 平成18年10月 当社営業戦略本部直販担当本部長 平成19年2月 当社直販営業戦略統括本部長 平成19年3月 当社常務取締役 平成19年11月 当社直販担当(現任) 平成20年3月 当社常務執行役員 平成26年3月 当社専務取締役(現任) 当社専務執行役員(現任) 平成26年12月 当社営業担当(現任)	10,034

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	おさき まさひろ 尾崎 雅広 (昭和48年1月23日生)	平成11年3月 当社入社 平成13年8月 当社社長室長 平成14年3月 当社取締役 平成14年6月 当社サービス技術本部長 平成17年12月 当社サービス本部長 平成19年2月 当社直販営業戦略統括本部長 平成20年3月 当社取締役退任 当社執行役員(現任) 平成20年5月 当社社長室長(現任) 平成25年3月 当社取締役(現任)	株 2,300,000
9	くどう てつろう 工藤 哲郎 (昭和25年1月8日生)	昭和51年10月 当社入社 昭和59年11月 当社取締役 平成8年3月 当社常務取締役 平成18年3月 当社常務取締役退任 当社常勤監査役 平成18年11月 当社監査役辞任 平成18年12月 当社執行役員、東京法人営業統括本部長 平成19年2月 当社法人営業戦略統括本部長 平成19年3月 当社取締役 平成19年11月 当社法人担当 平成20年3月 当社常務取締役 当社常務執行役員 平成21年6月 当社地区法人営業本部長 当社取締役(現任) 当社執行役員(現任) 平成23年3月 当社東日本地区法人営業本部長 平成27年6月 当社第2東京法人営業本部長(現任)	1,530

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 候補者の西久保博康、小野芳明の両氏は社外取締役候補者であります。

4. 西久保博康氏を社外取締役候補者とした理由

同氏がこれまで培われたビジネス経験および経営判断等に関する知見を当社の経営の監督に活かしていただくため社外取締役としての選任をお願いするものであります。

5. 小野芳明氏を社外取締役候補者とした理由

同氏がこれまで培われた金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を当社の経営の監督に活かしていただくため社外取締役としての選任をお願いするものであります。

6. 西久保博康氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

7. 小野芳明氏は、現在、当社の社外監査役であります。その就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

8. 候補者の西久保博康、小野芳明の両氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 小野芳明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
のつたかよし 野津孝義 (昭和34年8月11日生)	昭和58年4月 ㈱三井銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 平成8年2月 Sakura Global Capital Asia Ltd. 取締役・コンプライアンスオフィサー 平成22年4月 弁護士登録 平成24年4月 平成24年度島根県包括外部監査 監査人 平成25年4月 平成25年度島根県包括外部監査 監査人 (重要な兼職の状況) アステール法律税務総合事務所 代表 アステールビジネスコンサルタンツ㈱ 代表取締役	株 -

- (注) 1. 候補者の野津孝義氏は新任の監査役候補者であります。
2. 候補者の野津孝義氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者の野津孝義氏は、社外監査役候補者であります。
4. 野津孝義氏を社外監査役候補者とした理由
同氏がこれまで培われた金融機関における長年の経験、財務等に関する豊富な知見、ならびに弁護士および税理士として培われた専門的な知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 候補者の野津孝義氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される小野芳明氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、承認をお願いするものであります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おのよしあき 小野芳明	平成25年3月 当社監査役 現在に至る

<株主提案(第4号議案および第5号議案)>

第4号議案および第5号議案は、株主様1名(以下「提案株主」といいます。)からのご提案によるものです。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 株主提案の内容

現行定款の第42条を削除するとともに、現行定款の第43条を第42条に、現行定款の第44条を第43条にそれぞれ繰り上げる。なお、本議案(定款変更の件)は、次の議案(剰余金の配当の件)に先立ち決議されるものとし、株主総会において承認可決された時点でその効力を生じるものとする。

2. 株主提案の理由

現在、当社の剰余金の配当等は、取締役会の決議によって決定されることとなっている。これは、取締役会が剰余金の配当等について株主の利益を反映した適切な決定を行うことを前提とした制度だが、当社は、当期純利益の水準の変化に拘わらず、また、莫大な現預金を保有し、さらにこれが近年毎年拡大しているにも拘わらず、一株当たり配当金は年10円を継続しており、株主の利益を反映した適切な決定を行ってきたとはいえない。当社の株主の利益のためには、剰余金の配当等の決定権は株主総会に戻すべきである。(会社法) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容および提案理由をそのまま記載したものです。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、資本政策の機動性を確保するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議により行えるようにしておりますが、このような機動性確保の必要性は現時点でも何ら失われておりません。また、当社の取締役会は、配当による一時的かつ短期的な利益のみならず、株主の皆様の中長期的な利益をも考慮したうえで、適切と考える配当額を決定しております。

したがって、本議案に係る定款一部変更の必要はないと考えております。

第5号議案 剰余金の配当の件

1. 株主提案の内容

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

上記1の議案(定款変更の件)が承認可決されることを条件に、第55期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり金62円(ただし、平成27年12月期の1株当たり当期純利益の金額が67円を下回る場合は、当該1株当たり当期純利益の金額で、円未満を切り捨てたものから5円を控除した金額)を配当する。

なお、この場合の配当総額は、上記の1株当たりの配当金額に平成27年12月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月に開催される貴社定時株主総会の開催日の翌日

2. 株主提案の理由

当社の連結ベースの現預金は、平成15年12月末は約129億円(有利子負債は190億円)、平成20年12月末は約170億円(有利子負債ゼロ)と、増加し続け、平成25年12月末現在は約360億円、平成27年9月末には約394億円となった。さらに、当社は平成27年3月末時点で長期預金を60億円保有しており、現在も継続保有していると推定される。

この合計額約454億円は、1月22日現在の当社の時価総額約440億円の約103%に相当し、当社は稀有な上場企業といえる。

当社は設備投資等に大きな資金需要はなく、このように使途がない現預金は、徒に会社内に留保せず株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上に繋がるため、配当を大幅に増額すべきである。また、以上の通り、現預金を膨らませ続けた結果、平成27年9月末現在の純資産は約532億円（一株当たり約1036円）であり、今期予想一株当たり配当金10円では、自己資本配当率は1%を切る低い水準となる。さらに、1月22日現在の株価851円は、PBR0.82倍であり、同日現在の東証一部上場企業平均の約1.15倍を大きく下回る。

なお、本提案により、大幅増配を実行すれば、株主価値の向上が期待できる一方、配当総額は当期利益の範囲内であることから、前期末の当社の現預金水準の大きな変動には繋がらない。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容および提案理由をそのまま記載したものです。なお、「株主提案の内容」中にある「貴社定時株主総会」とは当社定時株主総会を、「上記1の議案」とは、第4号議案を指しております。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策の一つと考えており、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針として、安定的かつ継続的に株主還元を行うことを目標としています。流動的な経営環境の中で、このような株主還元施策を今後も継続していくためには、内部留保の確保は極めて重要です。

また、景気変動による影響に左右されにくい強固な財務基盤の構築、将来にわたっての企業体質強化および将来的な成長戦略のためにも、内部留保の確保は必要であって、こうした財務基盤の構築を通じて、当社競争力の維持および強化を図ることができるものと考えております。

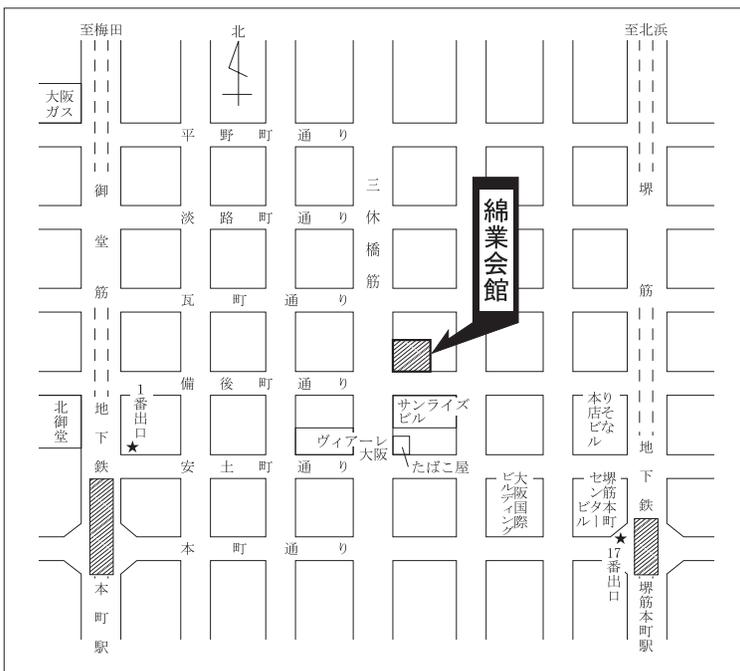
当社といたしましては、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持強化の実現のため内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様利益に資するものと考えております。

したがって、実質的に当社の当期純利益（一株当たり79.41円）の大部分（中間配当と合わせて一株当たり67円）を配当するよう求める本議案につきましては、反対をいたします。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区備後町2丁目5番8号
綿業会館新館7階大会場



交通 大阪市営地下鉄 本町駅1番出口より徒歩約5分
大阪市営地下鉄 堺筋本町駅17番出口より徒歩約5分

駐車場の設備はございませんので、あしからずご了承ください。